

一般社団法人 地域づくり支援機構 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人 地域づくり支援機構と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良市内侍原町 50 番 第 1 ビル 2 階 203 号室 I B C フォーラム内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、豊富な知識・ノウハウ・人的ネットワークをもつ「地域プランナー・コーディネータ」を中心に、奈良県各地域における地域づくりを支援するとともに、「盛年」層の地域貢献・社会再参画を支援することにより、次世代に引継ぎ得る地域づくりの推進に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域プランナー・コーディネータの養成
- (2) 地域プランナー・コーディネータの認定
- (3) 地域づくりの指導・支援
- (4) 地域づくり団体の活動の支援
- (5) 地域づくり支援ニーズ情報の調査・集約
- (6) 地域間の交流促進サービス
- (7) 地域拠点施設等の管理・運営
- (8) 退職シニアのデータベースの管理・運営
- (9) 地域づくりに関する事業の受託
- (10) 地域の将来基盤づくりに関する調査研究および政策提案
- (11) 事業成果物の出版
- (12) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員：地域プランナー・コーディネータとして、地域づくり支援に携わる意思をもつ人
- (2) 地域づくり団体会員：各地域の地域づくり団体
- (3) 賛助会員：地域づくりの必要性を認識し、当法人の活動を支援する企業・団体
- (4) 友の会会員：地域づくりに興味があり、応援団として参加する人

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事長の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 企業・団体たる会員が破産したとき。
- (2) 第7条の会費を2年以上納入しないとき

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第10条 前2条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 限)

第12条 総会は、法令及びこの定款で定められた事項について決議する。

(開 催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(議 長)

第15条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決 議)

第16条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第17条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第5章 役 員

(役員の設置)

第18条 当法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とし、3名以内を副理事長とする。

3 理事長をもって一般社団法人法（以下、「法人法」という。）上の代表理事とし、副理事長を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第19条 理事及び監事は、総会の決議によって会員（団体たる会員にあっては団体代表者。以下、同じ。）の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員の任期)

第21条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第22条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬は、総会において定める。

第6章 理事会

(構成)

第24条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第7章 会計

(事業年度)

第29条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算並びに事業報告及び決算)

第30条 この法人の事業計画書及び収支予算書並びに事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が作成し、理事会の承認を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(剰余金の分配)

第31条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第32条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第33条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第34条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益団体もしくは地方公共団体に寄付するものとする。

第9章 補 則

(公告の方法)

第35条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(事務局)

第36条 この法人に、事務を処理するための事務局を置く。

2 事務局に関する規程は、理事長が理事会の議決を得て、別に定める。

(実施細則)

第37条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を得て、別に定める。

附 則

1 この定款は、登記の日から施行する。

2 本会の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである

(住所) ※省略

設立時社員 村 田 武一郎

(住所) ※省略

設立時社員 木 村 衛

(住所) ※省略

設立時社員 井ノ本 直 三

3 本会の設立時役員の氏名は、次のとおりである。

設立時代表理事	村 田 武一郎
設立時理事	村 田 武一郎
設立時理事	木 村 衛
設立時理事	井ノ本 直 三

以上、一般社団法人 地域づくり支援機構設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成23年 2月19日

設立時社員 村 田 武一郎

設立時社員 木 村 衛

設立時社員 井ノ本 直 三